

## e-Tax(国税電子申告)をご利用ください

税務収納課 ☎66・1116

e-Taxならご自宅のパソコンから申告などの手続きが簡単にできます。さらに、e-Taxを利用して所得税の申告をすると最高5千円の税額控除や添付書類の提出は不要(三年間保存してください)です。また、還付金が入り次第に返還されます。

ただし、e-Taxを利用するためには、原則「電子証明」が必要になります。個人向け電子証明は住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カードを入手し、申請書を提出して発行を受けてください。

なお、カード発行手数料として、住民基本台帳カード500円、電子証明書500円が必要です。詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.eta.nta.go.jp>)をご覧ください。

問合先 豊橋税務署

☎0533・52・62001

住民基本台帳カードと電子

証明は市民課

☎99・1109

## 心身障害者扶養共済の月額掛金が改正されます

福祉課 ☎66・1106

心身障害者扶養共済は、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度障害者になった場合、障害者に終身年金を支給する任意加入の制度です。

この心身障害者扶養共済の月額掛金が4月1日から改正

### ○改正内容

加入時年齢	現行の掛金月額	4月1日以前に加入している方の改正掛金月額	4月1日以降に加入する方の改正掛金月額
35歳未満	3,500円	5,600円	9,300円
35歳以上40歳未満	4,500円	6,900円	11,400円
40歳以上45歳未満	6,000円	8,700円	14,300円
45歳以上50歳未満	7,400円	10,600円	17,300円
50歳以上55歳未満	8,900円	11,600円	18,800円
55歳以上60歳未満	10,800円	12,800円	20,700円
60歳以上65歳未満	13,300円	14,500円	23,300円

され、さらに改正前の加入者と4月1日以降に加入する方の掛金が異なります。3月31日までに加入する方は、1月31日までに手続きをお願いします。

**改正日 4月1日**

申し込み 保護者および障害者の方の住民票・障害者手帳・印鑑を持参の上、福祉課へ。



## あなたの基礎年金番号は1つにまとまっていますか？



保険年金課 ☎66・1101

基礎年金番号制度は平成9年から導入された制度です。この制度は、皆さんの厚生年金や国民年金などの各年金制度の加入記録をひとつの年金番号でまとめ、国が保管しています。これにより、皆さんの年金受給権の確保や、年金受給額の算定などが容易にできるようになりました。

しかし、この制度が導入された平成9年に既に20歳を越えた方(昭和52年1月1日以前の生まれの皆さん)は、基礎年金番号制度実施以前のため、厚生年金や国民年金など、それぞれの制度ごとに皆さんの年金制度加入記録が管理されていたので、ひとり1つの基礎年金番号になっていません。

そこで、国はこれらの方を対象に、年金番号を1つにまとめるよう平成9年以降進めてきましたが、今だに多くの年金加入記録(年金番号)が1本化されずに残っています。

あなたの記録は、だいじょうぶですか。まとまっていますか？

まだ、1つにまとめていない方は、1本化する手続きをされるか、または年金記録の確認をおすすめします。なお、すでに年金を受給している方であっても対象となります。

豊橋社会保険事務所

☎0532・33・4111

ねんきんダイヤル

☎0120・657830 (フリーダイヤル)